

さくらぴあ友の会会員募集！

会員さまだけの特典やサービスをご用意し、入会をお待ちしています。

特典
1

チケットの先行予約・販売

主催・共催の公演について、一般発売に先がけて購入・予約いただけます。
※先行予約・販売がない公演、枚数制限が変わる場合があります。

特典
2

チケット料金の割引

主催・共催の公演を割引価格で購入いただけます。
お一人様2枚まで。※割引がない公演、枚数制限等が変わる場合があります。
ウッドワンさくらぴあが主催する公演に年1回程度ご招待！

特典
3

はつかいち美術ギャラリーでの特典

はつかいち美術ギャラリーが主催する展覧会に割引価格でご入場いただけます。
※会員ご本人のみ(会員証の提示が必要です)
はつかいち美術ギャラリーが主催する展覧会に年1回程度ご招待！

特典
4

施設等での特典

各施設で割引・特典が受けられます。利用可能施設は別紙でご確認ください。
※会員ご本人のみ(会員証の提示が必要です)

特典
5

情報誌「さくらぴあ物語」やチラシ等の送付

毎月情報誌やチラシを郵送でお届けします。

10/1
受付開始

年会費
2,000 円

有効期限
ご入会1年後の
月末まで

申込・お支払い方法

◆ウッドワンさくらぴあ窓口

入会申込書にご記入の上、会費を添えてお申し込みください。

◆Webから入会(支払い方法:クレジット・セブン・郵振)

右の入会ページよりお手続きを行い、会費をお支払いください。
(さくらぴあホームページからも手続きいただけます。)

【郵便振替】 01340-1-47848 さくらぴあ倶楽部

【銀行振込】 ゆうちょ銀行 当座 一三九店 0047848 さくらぴあ倶楽部



「さくらぴあ友の会」入会申込書

※事務局記入
会員番号

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所	〒		☐ 郵送物不要の場合はチェック 郵送不要の場合も会費は同額です。 また、更新案内等はお送りします。
電 話	() -	オンラインチケット ログイン パスワード	
Email	@		初期設定は Club2025 ※後日必ず変更してください。
裏面記載の会員規約にご同意いただき、チェックを入れてください。 ☐ 会員規約に同意し入会します。			

はつかいち文化ホール友の会規約

(名称)

第1条 この会は、名称をはつかいち文化ホール友の会とします。

(目的)

第2条 この友の会は、はつかいち文化ホールの主催する事業等を通じて、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

(事務取扱い)

第3条 この友の会に関する事務は、公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団（以下「事業団」という。）が行います。

(会員)

第4条 会員とは、本規約を承認の上、所定の申込書の提出またはインターネットの会員登録フォームからの申込みより、事業団が入会を認め、かつ第5条に定める会費を納入したものをいいます。

2 会員が資格を有する期間は、事業団が入会を認めた日から、その翌年の同じ日が属する月の末日までとします。ただし、第11条により会員資格を喪失した場合は、この限りではありません。

(会費)

第5条 年会費は2,000円とします。

2 納入された年会費は、理由の如何を問わず返却しないものとします。

(会員証)

第6条 会員には会員証を発行します。

2 会員証は、他人に譲渡または貸与することはできません。

(特典)

第7条 会員は、事業団が通知する各種特典について、所定の方法により利用することができるものとします。

2 各種特典については、別途定めるものとします。

(届出事項の変更)

第8条 会員は氏名、住所、メールアドレス等に変更があった場合は、事業団に届け出るものとします。

2 前項の届け出がないために、事業団からの案内または送付書類、その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。

(個人情報の収集・保有・利用)

第9条 氏名、生年月日、住所、メールアドレス等、会員が入会申し込み時に届け出た個人情報は、次の目的で利用させていただきます。

(1) 情報誌、公演・事業案内の送付

(2) マーケティング活動

(3) チケットの購入状況確認

(会員証の紛失・盗難等)

第10条 会員が会員証を紛失または盗難にあった場合は、すみやかに事業団へ連絡するものとする。

2 紛失、盗難その他の事由により会員証が他人に利用され、会員が損害を受けた場合においても、事業団はその責めを負わないものとします。

(資格の喪失)

第11条 会員は、自らの意志をもって退会できるほか、次の各号のいずれかに該当した場合は、資格を喪失するものとします。また、退会または資格の喪失が会員期間の途中であっても、会費は返還しないものとします。

(1) 入会時に虚偽の申告があったとき。

(2) 年会費または、チケット代金の支払いを怠ったとき。

(3) 本規約に違反したとき。

(4) その他、ホールの運営上支障があるとき。

(委任規定)

第12条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営について必要な事項は、事業団が別に定めるものとします。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から適用します。